



金沢市公報

第 2 5 1 4 号

平成18年(2006年)4月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
自転車等の撤去及び保管について(")	2
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	3
計量器の定期検査の実施について(")	4
住民票の職権消除について (市 民 課)	4
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業 者の指定について (障害福祉課)	5
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支 援事業者の指定について (")	5
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支 援事業者の指定について (")	6
知的障害者福祉法の規定に基づく指定特定知 的障害者授産施設の指定について(")	6
都市計画の決定について (都市計画課)	7
都市計画の変更について (")	7
市道の区域の変更について (道路管理課)	7

道路の供用の開始について (")	8
公 告	
金沢市農業振興地域整備計画の変更について (農林総務課)	8
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境保全課)	8
金沢市における災害に強い都市整備の推進に 関する条例の規定による災害に強い都市整備 の推進に関する協定の締結について (都市計画課)	8
土地区画整理組合の解散の認可について (区画整理課)	11
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	11
教育委員会告示	
昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定 文化財の指定及びその保持者又は保持団体の 認定について)の一部改正について (文化財保護課)	12

告 示

●金沢市告示第122号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

- 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場

金沢市営香林坊自転車駐車場

金沢市営柿木畠自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 147台

原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成18年3月1日から同月31日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成18年4月11日から同年10月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第123号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	67 台	
		10 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	13 台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	5 台	
片町地区自転車等放置禁止区域	5 台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	7 台	
泉3丁目地内	1 台	
片町2丁目地内	11 台	
		1 台
菊川1丁目地内	1 台	
窪6丁目地内	2 台	
小立野2丁目地内	1 台	
十一屋町地内	1 台	
長町1丁目地内	8 台	
西泉1丁目地内	2 台	
粟崎町4丁目地内	1 台	
入江3丁目地内	1 台	
駅西新町1丁目地内	1 台	
北塚町東地内	2 台	
西念4丁目地内	3 台	
松村5丁目地内	1 台	
長田町地内	4 台	
長土堀2丁目地内	2 台	

吉原町地内	自 転 車	1 台
-------	-------	-----

- 2 自転車等を撤去した日
平成18年3月1日から同月31日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成18年4月11日から同年10月11日まで
- (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前			変 更 後			変更年月日
	代表者の氏名及び住所	飯 田 安 彦 金沢市長土堀2丁目15番14号			西 村 英 夫 金沢市長土堀3丁目17番24号			平成18年 4月1日
		尾 西 正 幸 金沢市長土堀2丁目18番16号			飯 田 安 彦 金沢市長土堀2丁目15番14号			平成16年 4月1日
		奥 野 満 金沢市長土堀2丁目12番21号			尾 西 正 幸 金沢市長土堀2丁目18番16号			平成14年 4月1日
寿町会 区 域	町の名称 街区及び住居番号 地 番	町の名称	街区及び住居番号	地 番	町の名称	街区及び住居番号	地 番	平成18年 3月25日
		三社町	9番9号、11番16号～11番30号		三社町	9番9号、11番16号～11番30号		
		長土堀2丁目	10番15号～10番25号、11番10号～11番21号、12番～14番の各全部、15番12号～15番19号、17番13号～17番15号、18番16号～18番19号		長土堀2丁目	10番15号～10番25号、11番13号～11番21号、12番～14番の各全部、15番12号～15番19号、17番13号～17番15号、18番16号～18番19号		
				363～365、496、608			363～365、496、608	
	長土堀3丁目	17番24号		長土堀3丁目	17番24号			
金石湊町町会	事務所の所在地	金沢市金石西4丁目3番16号			金沢市金石西4丁目19番37号			平成16年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	山 村 武 嘉 金沢市金石西4丁目3番16号			今 村 一 行 金沢市金石西4丁目19番37号			平成16年 4月1日
千田葵町会	代表者の氏名及び住所	森 外志晴 金沢市千田町イ52番地5			中 村 弘 金沢市千田町イ53番地1			平成18年 3月19日

●金沢市告示第125号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

1 定期検査を行う区域

泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、野町小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、弥生小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

平成18年5月11日から平成19年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第126号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成18年3月28日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生年月日
金沢市寺町3丁目6番15号	佐野清隆	男	昭和31年7月25日
金沢市新神田3丁目3番4号	干場士朗	男	昭和30年5月30日
金沢市本多町2丁目16番3号	松下敏子	女	昭和38年8月1日
金沢市大浦町八48番地1	清水康雄	男	昭和46年11月26日
金沢市山王町1丁目49番地	中村重男	男	昭和22年4月9日
金沢市山王町1丁目49番地	中村重盛	男	昭和53年1月26日
金沢市米泉町10丁目52番地	若木裕一	男	昭和52年12月10日
金沢市十三間町中丁11番地	山内由喜江	女	昭和45年4月23日
金沢市広岡3丁目3番1号	畦上智	男	昭和44年4月20日
金沢市増泉4丁目9番32号	山本二三男	男	昭和45年2月28日
金沢市泉本町5丁目23番地	吉村正樹	男	昭和32年12月28日
金沢市馬替1丁目113番地6	雪野隆一郎	男	昭和46年3月24日
金沢市東山2丁目18番38号	紺野美明	男	昭和34年1月14日
金沢市専光寺町4番地	有村健司	男	昭和37年10月3日
金沢市平和町2丁目16番45号	末静枝	女	昭和6年9月26日
金沢市宝町1番16号	大平正敬	男	昭和11年5月17日
金沢市小坂町北4番地	大塚雄一郎	男	昭和16年1月2日
金沢市木越1丁目205番地	福田守夫	男	昭和15年9月10日
金沢市高柳町3の4番地	松榮ミエ子	女	昭和15年3月24日
金沢のみどり2丁目1番地1	稲住義雄	男	大正12年4月6日
金沢市小立野3丁目27番31号	田中滉	男	昭和6年4月29日
金沢市八日市1丁目607番地	北村雄一郎	男	昭和44年12月5日

●金沢市告示第127号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示します。

平成18年4月11日

金 沢 市 長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種 類
社会福祉法人 洋裕会	(1) 事業所番号 17201300049116 (2) 事業所の名称及び所在地 在宅サポートシニア21 金沢市山科町午40番地 1	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 洋裕会 金沢市山科町午40番地 1 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 池田 商洋 金沢市大桑町イ 8 番地 3	平成18年 3月27日	居宅介護
社会福祉法人 佛子園	(1) 事業所番号 17201300050114 (2) 事業所の名称及び所在地 エイブル・ベランダ Be 金沢市三馬 1 丁目369番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 佛子園 石川県白山市北安田町548番地 2 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 雄谷 助成 石川県白山市北安田町549番地 5	平成18年 3月27日	居宅介護
社会福祉法人 佛子園	(1) 事業所番号 17201300051120 (2) 事業所の名称及び所在地 エイブル・ベランダ Be 金沢市三馬 1 丁目369番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 佛子園 石川県白山市北安田町548番地 2 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 雄谷 助成 石川県白山市北安田町549番地 5	平成18年 3月27日	デイサー ビス
社会福祉法人 佛子園	(1) 事業所番号 17201300052136 (2) 事業所の名称及び所在地 エイブル・ベランダ Be 金沢市三馬 1 丁目369番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 佛子園 石川県白山市北安田町548番地 2 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 雄谷 助成 石川県白山市北安田町549番地 5	平成18年 3月27日	短期入所
社会福祉法人 金沢手をつなぐ親の会	(1) 事業所番号 17201300053134 (2) 事業所の名称及び所在地 彦三のぞみ苑 金沢市彦三町 2 丁目12番12号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 金沢手をつなぐ親の会 金沢市高岡町 7 番25号 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 寺田 外喜男 金沢市白菊町 5 番19号	平成18年 3月27日	短期入所

●金沢市告示第128号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示します。

平成18年4月11日

金 沢 市 長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種 類
社会福祉法人 洋裕会	(1) 事業所番号 17201100071112 (2) 事業所の名称及び所在地 在宅サポートシニア21 金沢市山科町午40番地 1	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 洋裕会 金沢市山科町午40番地 1 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 池田 商洋 金沢市大桑町イ 8 番地 3	平成18年 3月27日	居宅介護

特定非営利活動法人 ボランティアサービス石川	(1) 事業所番号 17201100072110 (2) 事業所の名称及び所在地 トマト金沢 金沢市八日市4丁目146番地1	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 ボランティアサービス石川 金沢市八日市4丁目146番地1 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 盛田 義弘 石川県白山市宮丸町68番地	平成18年 3月27日	居宅介護
------------------------	--	--	----------------	------

●金沢市告示第129号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種 類
社会福祉法人 洋裕会	(1) 事業所番号 17201200089113 (2) 事業所の名称及び所在地 在宅サポートシニア21 金沢市山科町午40番地1	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 洋裕会 金沢市山科町午40番地1 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 池田 商洋 金沢市大桑町イ8番地3	平成18年 3月27日	居宅介護
特定非営利活動法人 ボランティアサービス石川	(1) 事業所番号 17201200090111 (2) 事業所の名称及び所在地 トマト金沢 金沢市八日市4丁目146番地1	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 ボランティアサービス石川 金沢市八日市4丁目146番地1 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 盛田 義弘 石川県白山市宮丸町68番地	平成18年 3月27日	居宅介護
社会福祉法人 佛子園	(1) 事業所番号 17201200091119 (2) 事業所の名称及び所在地 エイブル・ベランダ Be 金沢市三馬1丁目369番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 佛子園 石川県白山市北安田町548番地2 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 雄谷 助成 石川県白山市北安田町549番地5	平成18年 3月27日	居宅介護
社会福祉法人 佛子園	(1) 事業所番号 17201200092125 (2) 事業所の名称及び所在地 エイブル・ベランダ Be 金沢市三馬1丁目369番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 佛子園 石川県白山市北安田町548番地2 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 雄谷 助成 石川県白山市北安田町549番地5	平成18年 3月27日	デイサー ビス
社会福祉法人 佛子園	(1) 事業所番号 17201200093131 (2) 事業所の名称及び所在地 エイブル・ベランダ Be 金沢市三馬1丁目369番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 佛子園 石川県白山市北安田町548番地2 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 雄谷 助成 石川県白山市北安田町549番地5	平成18年 3月27日	短期入所
社会福祉法人 金沢手をつなぐ親の会	(1) 事業所番号 17201200094139 (2) 事業所の名称及び所在地 彦三のぞみ苑 金沢市彦三町2丁目12番12号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 金沢手をつなぐ親の会 金沢市高岡町7番25号 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 寺田 外喜男 金沢市白菊町5番19号	平成18年 3月27日	短期入所

●金沢市告示第130号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の24の規定により、指定特定知的障害者授産施設として次のとお

り指定したので、同法第15条の31の規定により告示します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

指定知的障害者更生施設等設置者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種 類
社会福祉法人 金沢手をつなぐ親の会	(1) 事業所番号 17201200088537 (2) 事業所の名称及び所在地 彦三のぞみ苑 金沢市彦三町2丁目12番12号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人 金沢手をつなぐ親の会 金沢市高岡町7番25号 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 寺田 外喜男 金沢市白菊町5番19号	平成18年 3月27日	特定知的 障害者通 所授産施 設

●金沢市告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区地区	金沢市蚊爪町、北間町、須崎町及び湊2丁目の各一部	金沢市都市整備局 都 市 計 画 課	か た つ 工 業 団地地区地区計画

●金沢市告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市蚊爪町、北間町、須崎町及び湊2丁目の各一部	金沢市都市整備局 都 市 計 画 課	か た つ 地 区
金沢都市計画 第一種市街地 再開発事業	金沢市青草町、下堤町及び武蔵町の各一部		武蔵ヶ辻第四地区 第一種市街地 再開発事業

●金沢市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	幅員 (m)	延長 (m)
一級幹線	1級幹線29号 長坂線	旧	野田土地区画整理事業地内 23 - 1 街区 3 番 先から 長坂台 219番 先まで	24.7 ~ 31.0	1,453 (12)
		新	野田土地区画整理事業地内 23 - 1 街区 3 番 先から 山科2丁目 283番1 先まで	10.5 ~ 31.0	1,652 (12)

●金沢市告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 29 号 長 坂 線	野田土地区画整理事業地内 23 - 1 街区 3 番 先から 山科2丁目 283番1 先まで	平成18年4月15日

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢市農業振興地域整備計画を平成18年4月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢市農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農林総務課において縦覧に供します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成18年3月31日

金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（平成15年条例第8号）第20条第1項の規定による災害に強い都市整備の推進に関する協定（以下「防災まちづくり協定」という。）を締結したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 防災まちづくり協定を締結した相手方
金石西地区住民等
- 2 防災まちづくり協定を締結した年月日
平成18年4月7日
- 3 防災まちづくり協定番号
1
- 4 防災まちづくり協定の名称
金石西地区防災まちづくり協定

5 防災まちづくり協定の区域

別図(防災まちづくり協定区域図)のとおり

6 金石西地区防災まちづくり計画の内容

地区施設整備計画の名称	金石西地区防災まちづくり計画	
地区施設整備計画の対象となる区域	金石西1丁目の一部、2丁目、3丁目及び4丁目	
地区施設整備計画の対象となる面積	約29.7ha	
地区施設整備計画の目標年次	平成35年(2023年)	
災害に強い都市整備の目標	<p>本地区は、金沢市北西部に位置し、旧来のまちなみを残した地区であるため、幅員の狭隘な道路及び老朽化の激しい建物などが多く密集しているなど、地震をはじめとする災害に強いまちづくりが早急に求められている地区である。</p> <p>このため、災害時の避難及び消防活動などに資する防災機能を確立するとともに、良好な住環境の形成を図り、安全で住み良いまちづくりを実現することを目標とする。</p>	
災害に強い都市整備の方針	<p>(1) 災害時でも安全で安心な道路機能の確保を図る。</p> <p>(2) 地域住民相互の防災体制の強化を図る。</p> <p>の二つを基本方針とする活力あるまちづくりを目指す。</p>	
その他災害に強い都市整備を推進するために必要な事項	壁面の位置の制限	<p>準幹線道路(幅員6m)及び主要な道路(幅員4m)沿道では、それぞれの道路の幅員を確保するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱、門若しくは塀を後退させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準幹線道路(幅員6m)……(道路中心線を基準とする。) ・主要な道路(幅員4m)……(道路中心線を基準とする。) ・道路で交差角が120度未満の場合の隅切線(辺長2m)
	建築物等の形態又は意匠の制限	出窓、軒その他これらに類するものは、壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲内に納めること。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、原則として生け垣とする。
	工作物の設置の制限	壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲には、工作物を設置してはならない。
	その他	<p>当該地域の住民は、</p> <p>(1) 防災活動への協力</p> <p>(2) 自主防災活動の実施</p> <p>に、努めなければならない。</p>
地区施設の整備	<p>(1) 防災道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路(幅員8m)の道路整備 ・準幹線道路(幅員6m)の道路改良 ・主要な道路(幅員4m)の道路改良 ・防災道路相互の交差点(隅切)の改良 <p>(2) 防火水槽の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震型防火水槽(40t級)の設置 <p>(3) 防災広場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫の設置及び防災資機材等の配備 ・耐震型防火水槽(40t級)の設置 	

金石西地区防災まちづくり協定区域図



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 土地区画整理組合の名称
金沢市三口第二土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日
平成18年3月31日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成18年4月11日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市普正寺町5字110番1の一部、111番1の一部、112番1の一部、113番1の一部、114番1の一部、115番の一部、116番1の一部及び162番の一部	金沢市普正寺町5の111番地 株式会社 マリンポート金沢 代表取締役 東 範親
金沢市諸江町上丁516番1及び517番1	金沢市諸江町上丁119番地 中田 修
金沢市諸江町上丁518番1	金沢市諸江町上丁68番地 藏 寛子
金沢市大樋町3丁目263番から265番まで及び271番から273番まで	金沢市大樋町1番11号 株式会社 示野薬局 代表取締役 示野 義和

2

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市三口新町2丁目292番1から292番9まで	道路 金沢市三口新町2丁目292番4及び292番9	金沢市駅西本町1丁目3番15号 コーワ商事株式会社 代表取締役 山田 外志雄
金沢市富樫1丁目109番1及び109番3から109番6まで	道路 金沢市富樫1丁目109番1	大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号 パナホーム株式会社 代表取締役 田尻 勝彦
金沢市西泉2丁目103番5、104番1、104番3から104番6まで、132番2及び133番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市西泉2丁目103番5、104番3、132番2及び133番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市彦三町2丁目5番27号 北陸名鉄開発株式会社 取締役社長 恒川 民雄
金沢市桂町二7番1及び7番3から7番5まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市桂町二7番1及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市八日市2丁目656番地 株式会社 アド・ホーム 代表取締役 能村 徹
金沢市米泉町7丁目35番1から35番5まで	道路 金沢市米泉町7丁目35番5	金沢市東力4丁目56番地1 有限会社 出島不動産 代表取締役 出島 隆

金沢市南新保町口101番1及び101番3から101番16まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市南新保町口101番9及び金沢市所管の法定外公共物の一部 公園 金沢市南新保町口101番3	金沢市南新保町八34-1 岩上住宅 代表 岩上 一人
--	---	----------------------------------

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成18年4月11日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表中

書跡	し ほんぼくしょほんこうじ じ ほうしよ 紙本墨書本興寺寺法書	2幅	金沢市薬師町口75番地 本興寺	指定昭和37年11月3日
----	------------------------------------	----	--------------------	--------------

を

古文書	ほんこうじ もんじよ 本興寺文書	16点	金沢市薬師町口75番地 本興寺	指定平成18年4月11日
-----	---------------------	-----	--------------------	--------------

に改める。

平成18年(2006年)4月11日 印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)4月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地